

甲 府 市 公 報

第1366号

発行所 甲 府 市 役 所
発行人 甲 府 市
(毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日)
印刷所 サンニチ印刷
甲府市北口二丁目6番10号

目 次

<p>【条 例】</p> <p>甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 447</p> <p>甲府市子ども・子育て会議条例…………… 447</p> <p>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… 448</p> <p>甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例…………… 449</p> <p>甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… 451</p> <p>甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例…………… 451</p> <p>甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例…………… 455</p> <p>甲府市議会事務局設置条例の一部を改正する条例…………… 456</p> <p>【規 則】</p> <p>技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則…………… 456</p> <p>【告 示】</p> <p>平成24年度下半期の財政状況等の公表…………… 457</p> <p>甲府市各企業会計の平成24年度下半期の業務状況等の公表…………… 457</p>	<p>平成25年6月甲府市議会定例会招集告示…………… 457</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 457</p> <p>道路の供用開始告示…………… 457</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 457</p> <p>差押調書(謄本)公示送達…………… 458</p> <p>農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 458</p> <p>入札告示…………… 458</p> <p>国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 459</p> <p>住民票を職権消除した者の告示…………… 459</p> <p>道路区域の変更告示…………… 459</p> <p>道路の供用開始告示…………… 460</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 460</p> <p>道路区域の変更告示…………… 460</p> <p>道路の供用開始告示…………… 460</p> <p>予防接種実施公告…………… 461</p> <p>配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達…………… 461</p> <p>建築基準法による一団地の区域等の公告…………… 462</p> <p>道路の供用開始告示…………… 462</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 462</p> <p>交付要求通知書公示送達…………… 462</p>	<p>入札告示…………… 462</p> <p>配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達…………… 463</p> <p>入札告示…………… 464</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告(2件)…………… 465</p> <p>配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達…………… 466</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 466</p> <p>平成25年度補正予算の公表…………… 466</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 466</p> <p>介護保険料更正通知書公示送達…………… 467</p> <p>国土調査実施公示…………… 467</p> <p>入札告示(6件)…………… 467</p> <p>介護保険被保険者証無効告示…………… 473</p> <p>予防接種実施公告…………… 474</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 474</p> <p>国民健康保険被保険者証無効告示…………… 475</p> <p>道路区域の変更告示(2件)…………… 475</p> <p>【教育委員会】</p> <p>甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則…………… 476</p>
---	---	--

入札告示…………… 477

[選挙管理委員会]

選挙人名簿登録者総数の3分の1、50分の1及び6分
の1の数の告示…………… 479
選挙人名簿登録の移替えを行わない期間の告示…………… 479
選挙人名簿に登録した者の縦覧告示…………… 479
在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示…………… 479

[農業委員会]

甲府市農業委員会6月定例総会招集公告…………… 480

[上下水道局]

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規
程…………… 480
入札告示（6件）…………… 481

[任免辞令]

市長事務部局…………… 488

条例

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第16号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第4号中「市民生活部」を「市民部」に改め、同項総務委員会中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第2項民生文教委員会第1号中「市民生活部」を「市民部」に改め、同項経済建設委員会第2号中「都市建設部」を「建設部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第17号

甲府市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、甲府市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表20の3の項の次に次の1項を加える。

20の4	子ども・子育て会議	会長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第18号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表48の項及び49の項中「1日につき」を「日額」に改め、同表50の項中「1日につき」を「1回」に改め、同表51の項中「1日につき」を「日額（選挙会事務にあつては、1回）」に改め、同表52の項中「1日につき 10,700円」を「日額 10,700円（立会時間が投票時間の2分の1以内の場合は、5,350円）」に改め、同表53の項中「1日につき 9,500円」を「日額 9,500円（立会時間が投票時間の2分の1以内の場合は、4,750円）」に改め、同表54の項及び55の項中「1日につき」を「1回」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第19号

甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例

甲府市総合市民会館条例（平成2年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条各号列記以外の部分中「会館」を「甲府市総合市民会館（以下「会館」という。）」に改め、同条第1号及び第2号中「使用」を「利用」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条を次のように改める。

（指定管理者の業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

第6条の見出しを「（休館日及び開館時間）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「教育委員会」を「指定管理者」に、「同項の」を「教育委員会の承認を得て、」に、「又は」を「若しくは」に、「休館する」を「休館し、又は開館時間を変更する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を

加える。

2 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

第7条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第8条の見出しを「（利用許可の条件）」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第1から別表第3までに定める額の使用料」を「別表第1及び別表第2に定める額の利用料金」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第3項中「使用後」を「利用後」に改め、同条に次の1項を加える。

4 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第10条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、教育委員会が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第11条の見出しを「（利用料金の還付）」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第12条の見出しを「（目的外利用等の禁止）」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に改める。

第13条の見出しを「（利用許可の取消し等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に、「取消し」を「取り消し」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第1号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は指定管理者の指示」に改め、同項第2号中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「該当する」の次に「と認められる」を加え、同項第4号中「使用」を「利用」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 災害その他の事故により、利用を許可した施設が利用できなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

第13条第2項中「使用者」を「利用者」に、「市」を「指定管理者」に、「責め」を「賠償の責め」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「使用に」を「利用に」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に、「使用した」を「利用した」に改める。

別表第1の1の表中「一般使用料」を「一般利用料金」に、「使用区分」を「利用区分」に、「専用使用」を「専用利用」に、「個人使用」を「個人利用」に、「使用時間」を「利用時間」に、「全面使用」を「全面利用」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考1中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に、「専用使用」を「専用利用」に改め、同表備考2中「専用使用」を「専用利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考3中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「専用使用」を「専用利用」に改め、同表備考4中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「専用使用」を「専用利用」に改め、同表備考5中「使用する」を「利用する」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同表備考6中「使用時間」を「利用時間」に、「使用に」を「利用に」に改め、同表備考7中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考8中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第1の2の表中「特別使用料」を「特別利用料金」に、「使用区分」を「利用区分」に、「専用使用」を「専用利用」に、「使用時間」を「利用時間」に、「全面使用」を「全面利用」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考1中「使用」を「利用」に改める。

別表第1の3の表中「格技場等使用料」を「格技場等利用料金」に、「使用時間」を「利用時間」に、「全面使用」を「全面利用」に、「2分の1使用」を「2分の1利用」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」

に改める。

別表第2中「駐車場使用料」を「駐車場利用料金」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3を削る。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用の許可その他の処分は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他の処分とみなす。

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第20号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「国又は」を削り、「受益者」を「土地に係る受益者」に改める。

(甲府市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 甲府市個人情報保護条例(平成15年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

第16条第8号オ中「国若しくは」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第21号

甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員の給与を減ずる措置を講ずるため、甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)等の特例を定めるものとする。

(甲府市職員給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、甲府市職員給与条例(以下この条及び第10条において「職員給与条例」という。)第9条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(次項及び第3項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の3.77
	3級から6級まで	100分の6.22
	7级以上	100分の7.77
医療職給料表(1)	1級	100分の3.77
	2級	100分の6.22
	3级以上	100分の7.77
医療職給料表(2)	2級以下	100分の3.77
	3级以上	100分の6.22

医療職給料表（3）	2級以下	100分の3.77
	3級から6級まで	100分の6.22
	7級	100分の7.77

2 特例期間においては、職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 職員給与条例第5条の2第1項から第5項までの規定により支給される給与に当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額

ア 職員給与条例第5条の2第1項 前項及び前号に定める額

イ 職員給与条例第5条の2第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 職員給与条例第5条の2第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 職員給与条例第5条の2第5項 前項及び前号に定める額に、同条第5項第1号から第3号までの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、職員給与条例第3条の3、第28条、第29条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与条例第34条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度の現日数から当該年度の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号。以下この項及び第6条において「職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日又は職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたもの（以下この項において「勤務日数」という。）に7.75を乗じたもの（職員給与条例第11条の3に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、勤務日数に、職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を7からその者

の1週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数を乗じたもの）で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（甲府市学校職員給与条例の特例）

第3条 特例期間においては、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号。以下この条及び第10条において「学校職員給与条例」という。）第9条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（次項及び第3項並びに次条において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
高等学校教育職給料表	2級以下	100分の3.77
	特2級以上	100分の6.22
商科専門学校教育職給料表	2級以下	100分の3.77
	3級以上	100分の6.22

2 特例期間においては、学校職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該職員の給料月額及び甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第54号）第3条第1項に規定する教職調整額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 学校職員給与条例第4条第1項から第4項までの規定により支給される給与に当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 学校職員給与条例第4条第1項又は第2項 前項及び前号並びに次条に定める額

イ 学校職員給与条例第4条第3項 前項及び前号並びに次条に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 学校職員給与条例第4条第4項 前項及び前号並びに次条に定める額に、

学校職員給与条例第4条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、学校職員給与条例第22条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、学校職員給与条例第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度の現日数から当該年度の甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号。以下この項及び第7条において「学校職員勤務時間条例」という。）第4条第1項に規定する週休日又は学校職員勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたもの（学校職員勤務時間条例第3条第3項に規定する学校職員又は学校職員給与条例第12条の3に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、教育委員会で定めるもの）で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額の支給に当たっては、教職調整額から、当該職員の教職調整額の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月条例第1号）第3条の規定の適用については、同条中「給与条例」とあるのは、「給与条例及び甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月条例第21号）」とする。

（職員勤務時間条例の特例）

第6条 特例期間においては、職員勤務時間条例第16条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第34条」とあるのは、「甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月条例第21号）第2条第3項」とする。

（学校職員勤務時間条例の特例）

第7条 特例期間においては、学校職員勤務時間条例第16条第3項の規定の適用

については、同項中「給与条例第23条」とあるのは、「甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月条例第21号）第3条第3項」とする。

（甲府市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第8条 特例期間においては、甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第18号）第9条の規定の適用については、同条中「勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月条例第21号）第2条第3項又は第3条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第9条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）第4条の規定の適用については、同条中「寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当の額（これらの給与のうち、甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月条例第21号）第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項又は第4条の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

2 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第8条に規定する単純労務職員である派遣職員に係る給与の支給に当たっては、第5条の規定により読み替えて適用される単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の規定により定める基準によるものとする。

（甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例）

第10条 特例期間においては、甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号。以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたもの（第3項及び第4項において「特定任期付職員」という。）に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の6.22

(2) 任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の7.77

2 特例期間においては、任期付職員条例第4条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から、給料月額に甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月条例第21号）第10条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第2条第2項第1号及び第2号並びに第3項の規定は、特定任期付職員（職員給与条例の適用を受ける職員に限る。）に対する地域手当及び職員給与条例第5条の2第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第1号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第10条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（次項において「支給減額率」という。）」と、同項第2号アからエまでの規定中「前項及び」とあるのは「第10条第1項及び同条第3項において準用する」と読み替えるものとする。

4 特例期間においては、第3条第2項第1号及び第2号並びに第3項の規定は、特定任期付職員（学校職員給与条例の適用を受ける職員に限る。）に対する地域手当及び学校職員給与条例第4条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第3条第2項第1号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第10条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（次項において「支給減額率」という。）」と、同項第2号アからウまでの規定中「前項及び前号並びに次条」とあるのは「第10条第1項及び同条第4項において準用する前号」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第11条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第22号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第36条第1項中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条」を加え、「災害応急対策又は災害復旧のため」を削る。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第2条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第21条の2第1項中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条」を加え、「災害応急対策又は災害復旧のため」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年3月条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第7条の2中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条」を加え、「災害応急対策又は災害復旧のため」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市議会事務局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第23号

甲府市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

甲府市議会事務局設置条例（昭和28年5月条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）」とあるのは、「甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）及び甲府市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月条例第21号）」とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

規則

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第26号

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）第3条に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

- (1) その職務の級が2級以下の職員 100分の3.77
- (2) その職務の級が3級以上の職員 100分の6.22

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

告示

甲府市告示第231号

地方自治法第243条の3第1項並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古閑・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計及び甲府市浄化槽事業特別会計の平成24年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成25年6月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第232号

地方公営企業法第40条の2の規定並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計及び甲府市水道事業会計の平成24年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

平成25年6月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第233号

平成25年6月甲府市議会定例会を平成25年6月10日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

平成25年6月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市徳行四丁目1533番1、1533番3から1533番7まで
以上6筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区東上野四丁目27番3号
東京セキスイハイム株式会社
代表取締役社長 渡 辺 博 行

甲府市告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年6月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	甲府駅周辺土地区画整理9号線	甲府市丸の内一丁目558番10地先から 甲府市丸の内一丁目558番1地先まで	159.1	平成25年 6月4日

甲府市告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市桜井町字宮ノ前192番5
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市桜井町80番地
シャームゾンMEYOU A棟 101号室
榎 山 太 一
榎 山 豊 美

甲府市告示第237号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年6月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 差押調書（謄本） 税発第669号
- 2 送達を受けるべき者 楊 旭東
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第238号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年6月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所

- 甲府市丸の内1-18-1
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第239号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水)48号		
工事名	甲府商業高等学校V字棟校舎西側屋上防水他改修工事		
工事場所	甲府市上今井町300		
工事概要	1	工事内容	校舎屋上塩ビシート防水 1,801.0㎡
	2	工期	平成25年8月30日まで
	3	予定価格(税込み)	18,364,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
日程	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成25年6月7日
	4	申請書受付締切日	平成25年6月18日
5	入札参加資格確認結果	平成25年6月24日	

	通知日	
	6 設計図書配付開始日	平成25年6月7日
	7 設計図書配付締切日	平成25年6月25日
	8 設計図書に関する質問開始日	平成25年6月7日
	9 設計図書に関する質問締切日	平成25年6月25日
	10 入札及び開札日時	平成25年7月3日 午前9時05分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	平成25年6月28日 午後5時まで
	2 回答	平成25年7月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第240号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年6月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 2 発送日 平成25年5月1日
- 3 項目 国民健康保険料過年2期分（平成23・24年度相当）
- 4 納期限 平成25年4月30日・平成25年5月31日
（納期限を平成25年7月1日に再指定）
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア
- 6 納付義務者 別紙のとおり（2件）

（別紙省略）

甲府市告示第241号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年6月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

（別紙省略）

甲府市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年6月23日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 761
- 3 路線名 堀の内西下条線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市堀之内町字別当790番1地先から 甲府市大津町字鍛冶分164番1地先まで	6.5～ 6.5	85.4
新	甲府市堀之内町字別当790番1地先から 甲府市大津町字鍛冶分164番1地先まで	6.8～ 8.1	65.3

甲府市告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年6月23日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	堀の内西下条線	甲府市堀之内町字別当 790番1地先から 甲府市大津町字鍛冶分 164番1地先まで	65.3	平成25年 6月10日

甲府市告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社993番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町991番地
雨宮 ふみゑ

甲府市告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年6月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1607
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理6号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口二丁目50番地先から 甲府市北口二丁目155番1地先まで	4.3～ 10.3	122.3	

甲府市告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年6月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	甲府駅周辺	甲府市北口二丁目50	122.3	平成25年

土地区画整理 6号線	番地先から 甲府市北口二丁目155 番1地先まで	6月11日
---------------	--------------------------------	-------

甲府市告示第247号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成25年6月11日

甲府市長 宮島雅展

1 実施内容（平成25年6月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (M R)	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、	

麻しん単独 風しん単独		小学校就学前の1年間にある者
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者
	第1期追加	
	第2期	9歳以上13歳未満の者
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	特例 ^{※1}	平成7年4月1日から平成19年 4月1日の間に生まれた者
	第2期	11歳以上13歳未満の者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳 となる日の属する年度の末日までの間にある 女子	

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

- 2 予防接種を受けることが適当でない人
- (1) 明らかに発熱のある人
 - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかなる人
 - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
 - (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第248号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年6月11日

甲府市長 宮島雅展

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| 1 書類名 | 充当通知書 | 税発第656号 |
| | 配当計算書（謄本） | 税発第659号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第249号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項に規定する連担建築物設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、建設部まち開発室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成25年6月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 対象区域 甲府市住吉三丁目3049-2、3049-4
- 2 対象区域面積 803.25㎡

甲府市告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年6月26日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	増坪8号線	甲府市増坪町657番1 地先から 甲府市増坪町652番5 地先まで	105.0	平成25年 6月13日

甲府市告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社861番2、861番4、861番5
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市蓬沢町1158番地1
ロイヤルタウン蓬沢A102
小野 正樹

甲府市告示第252号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年6月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 交付要求通知書 税発第420号
- 2 送達を受けるべき者 梶田 いさ子
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第253号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 貸付物件
次の物件ごとに入札に付する。
施設名称：甲府市役所西庁舎
所在地：甲府市宝二丁目8番19号

貸付場所	貸付面積	設置台数	備考
西庁舎1階玄関ホール (外側)	2.42㎡	1台	屋外設置

- (2) 予定価格 公表しない。
(3) 貸付期間 平成25年8月1日(木)から平成28年3月31日(木)まで
(4) 用途 自動販売機の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
(5) 法人にあつては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
(6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
(7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 募集要項、仕様書の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年6月17日(月)から平成25年7月5日(金)まで
(この期間内の土曜日、日曜日は除く。)
午前9時から午後5時まで
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室管財課
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎5階)
電話番号055-237-5197
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を下記の申込場所まで持参又は郵送すること。

- (1) 申込期間 平成25年7月1日(月)から平成25年7月5日(金)まで
午前9時から午後5時まで
(2) 申込場所 甲府市総務部契約管財室管財課(本庁舎5階)

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年7月18日(木)午前10時より
(2) 場所 甲府市役所本庁舎4階市民対話室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、土地(屋外設置)の貸付については、入札書に記載された金額を以って落札金額とするので、入札者は、契約希望金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納付しなければならない。ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とします。

- (3) 契約書作成の要否 要
(4) 説明会 行わない。
(5) その他 詳細は、募集要項及び仕様書による。

甲府市告示第254号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年6月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| 1 書類名 | 配当計算書(謄本) | 税発第805号 |
| | 充当通知書 | 税発第806号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第255号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 入札対象業務
 - (1) 入札番号 (業務委託) 第387号
 - (2) 業務名称 公園便所清掃等業務委託
 - (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による
 - (5) 業務内容 仕様書による
 - (6) 予定価格 公表しない
 - (7) 最低制限価格 設けない
- 2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

 - (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
 - (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「ビル総合管理清掃等」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

- また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
 - (1) 配付期間 平成25年6月18日(火)～平成25年6月26日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
 - (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成25年6月18日(火)～平成25年6月26日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
 - イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成25年7月9日(火) 午前10時00分
 - (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2
甲府市丸の内1丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
 - 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
 - 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第256号

公募型企画提案（プロポーザル方式）に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年6月19日

甲府市長 宮島雅展

- 1 業務名
市立甲府病院「売店運営業務」
- 2 業務概要
市立甲府病院内において、売店の運営に関する業務一式を行う。
- 3 履行期間
平成25年10月1日から平成32年9月30日まで
- 4 参加資格要件
本件に提案する企業は、原則として全ての条件を満たすこと。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法令225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
(4) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
(5) 租税を完納していること。

(6) 次の実績を有していること。

- ①医療機関に対し、本件と同様の実績があること。
 - ②本件と同様の業務を継続して3年以上実施した実績を有すること。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等
甲府市ホームページ及び市立甲府病院ホームページ掲載の、市立甲府病院「売店運営業務」に関する企画提案実施要領を参照
 - 6 問合せ先
市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課
山梨県甲府市増坪町366番地
電話番号 055-244-1111（代表） 内線2015
FAX番号 055-220-2650
電子メール byoinssm@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第257号

公募型企画提案（プロポーザル方式）に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年6月19日

甲府市長 宮島雅展

- 1 業務名
市立甲府病院「レストラン運営業務」
- 2 業務概要
市立甲府病院内において、レストランの運営に関する業務一式を行う。
- 3 履行期間
平成25年10月1日から平成32年9月30日まで
- 4 参加資格要件
本件に提案する企業は、原則として全ての条件を満たすこと。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法令225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
(4) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
(5) 租税を完納していること。

(6) 次の実績を有していること。

- ①医療機関に対し、本件と同様の実績があること。
- ②本件と同様の業務を継続して3年以上実施した実績を有すること。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等
 甲府市ホームページ及び市立甲府病院ホームページ掲載の、市立甲府病院「レストラン運営業務」に関する企画提案実施要領を参照

6 問合せ先
 市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課
 山梨県甲府市増坪町366番地
 電話番号 055-244-1111 (代表) 内線2015
 FAX番号 055-220-2650
 電子メール byoinssm@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第258号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年6月20日

甲府市長 宮島雅展

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| 1 書類名 | 配当計算書(謄本) | 税発第858号 |
| | 充当通知書 | 税発第856号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 楊 旭東 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第259号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月20日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市七沢町字前河原502番17
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市七沢町1174番地
長田 重子

甲府市告示第260号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成25年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成25年6月20日

甲府市長 宮島雅展

- 1 平成25年度甲府市一般会計補正予算(第1号)
- 2 平成25年度甲府市下水道事業会計補正予算(第1号)

平成25年6月20日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第261号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月21日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中小河原一丁目859番1、859番3、860番、863番4
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱UFJリース株式会社
代表取締役 白石 正

甲府市告示第262号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年6月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 書類名 | 甲府市介護保険料更正通知書 |
| 2 発送日 | 平成25年5月22日 |
| 3 項目 | 平成25年度介護保険料更正通知書（仮徴収額変更） |
| 4 納付方法 | 年金からの特別徴収による |
| 5 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 6 保管場所 | 甲府市福祉部長寿支援室介護保険課 |

（別紙省略）

甲府市告示第263号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成25年度地籍調査を実施するので、次のとおり公示する。

平成25年6月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-----------------|---|
| 1 事業計画が公示された年月日 | 平成25年6月20日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 山梨県甲府市 |
| 3 調査地域 | (1) 新規地域
朝気一丁目及び朝気二丁目の全域並びに青沼二丁目及び青沼三丁目の各一部 |
| | (2) 継続地域
中央一丁目、相生三丁目、青沼一丁目及び若松町の全域並びに宝二丁目、丸の内三丁目、寿町、相生一丁目、相生二丁目及び青沼二丁目の各一部 |
| 4 調査期間 | |

平成25年5月23日から
平成26年3月31日まで

甲府市告示第264号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 68号		
工事名	池田小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市長松寺町7番1号		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積 319.0㎡ 外構工事 一式
	2	工期	平成26年2月14日まで
	3	予定価格（税込み）	73,385,550円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の鉄骨造等の新築、改築、増築工事。ただし、1件の工事請負額が3,600万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年6月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年7月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年6月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年7月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年7月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年6月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年7月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年6月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年7月11日
	10	入札日時	平成25年7月19日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年7月24日
	12	開札日時	平成25年8月1日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成25年8月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年7月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年7月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年7月26日まで
	2	回答	平成25年7月29日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成25年7月29日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、	

	公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第265号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。
なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年6月25日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 69号		
工事名	大國小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市後屋町150番地		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積 320.0㎡ 外構工事 一式
	2	工期	平成26年2月14日まで
	3	予定価格（税込み）	72,700,950円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の鉄骨造等の新築、改築、増築工事。ただし、1件の工事請負額が3,600万円以上の実績に限る。

		元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 特別簡易型
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成25年6月25日
	2	入札説明書等配付締切日 平成25年7月4日
	3	申請書受付開始日 平成25年6月25日
	4	申請書受付締切日 平成25年7月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成25年7月10日
	6	設計図書配付開始日 平成25年6月25日
	7	設計図書配付締切日 平成25年7月11日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成25年6月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成25年7月11日
	10	入札日時 平成25年7月19日 午前9時15分
	11	価格以外の評価点公表日 平成25年7月24日
	12	開札日時 平成25年8月1日 午前9時15分
	13	落札者決定日 平成25年8月2日
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成25年7月17日 午後5時まで
	2	回答 平成25年7月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問 平成25年7月26日まで
	2	回答 平成25年7月29日

価格以外の評価を修正した場合	公表	平成25年7月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第266号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 51号	
工事名	区画道路舗装工事 (H25 区6-13号線他)	
工事場所	甲府市朝日二丁目・北口二丁目地内	
工事概要	1	工事内容 舗装 表層工A=1, 463㎡、路盤工A=1, 052㎡、不陸整正工A=411㎡、置換工V=385㎡

		道路 L型擁壁工L=33.5m ² 、斜路設置工1式、防護柵設置工L=37.0m、側溝工L=3.0m 下水道 下水道管布設工L=21.4m、小型入孔設置工N=2基、取付管布設工1基	
2	工期	平成25年12月10日まで	
3	予定価格(税込み)	17,104,500円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年6月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年7月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年6月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年7月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年7月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年6月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年7月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年6月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年7月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年7月19日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する	1	質問	平成25年7月17日 午後5時まで

説明	2	回答	平成25年7月18日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第267号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託)第425号 |
| (2) 業務名称 | 荒川緑地除草清掃等業務委託(1) |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成26年1月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
 - (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成25年6月25日（火）～平成25年7月3日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
 - (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年6月25日（火）～平成25年7月3日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成25年7月16日（火） 午前11時00分
 - (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2
甲府市丸の内1丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
(1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
(3) 契約書作成の要否：要
(4) 仕様説明会は行わない。
(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第268号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 入札対象業務
(1) 入札番号 (業務委託) 第426号
(2) 業務名称 荒川緑地除草清掃等業務委託(2)
(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年1月31日まで
(4) 履行場所 仕様書による
(5) 業務内容 仕様書による

- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年6月25日（火）～平成25年7月3日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成25年6月25日（火）～平成25年7月3日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
 - イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年7月16日（火） 午前11時10分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2

甲府市丸の内1丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第269号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (業務委託) 第427号
(2) 業務名称 荒川緑地除草清掃等業務委託(4)
(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年1月31日まで
(4) 履行場所 仕様書による
(5) 業務内容 仕様書による
(6) 予定価格 公表しない
(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
(2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立となされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年6月25日(火)～平成25年7月3日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
(2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年6月25日(火)～平成25年7月3日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年7月16日(火) 午前11時20分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2

甲府市丸の内1丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第270号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則(平成12年3月規則第21号)第12条の規定により告示する。

平成25年6月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第271号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年厚生省第197号)第5条の規定により公告する。

平成25年6月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容(平成25年7月分)

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		

麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
	第1期追加	
	第2期	9歳以上13歳未満の者
	特例*1	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第272号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字奥飯寄328番1、328番5、332番1、332番3、333番2、334番3、334番4、337番1

以上8筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
---------	----

位置及び区域 別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7
ウエルシア関東株式会社
代表取締役 水野秀晴

(別添図省略)

甲府市告示第273号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年6月28日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
(別紙省略)

甲府市告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年7月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

甲府市長 宮島雅展

- 1 道路の種類 市道
2 路線番号 127
3 路線名 水上線
4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市青沼三丁目361番地先から 甲府市青沼三丁目378番1地先まで	0.9～ 1.7	129.5

新	甲府市青沼三丁目361番地先から 甲府市青沼三丁目378番1地先まで	0.9～ 1.7	90.2
---	---------------------------------------	-------------	------

甲府市告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年7月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

甲府市長 宮島雅展

- 1 道路の種類 市道
2 路線番号 41
3 路線名 白木新青沼線
4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市朝日二丁目35番1地先から 甲府市宝一丁目146番地先まで	6.0～ 10.0	311.3
新	甲府市朝日二丁目35番1地先から 甲府市宝一丁目146番地先まで	22.0～ 36.1	311.3

教育委員会

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月26日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市に住所を有し、当該幼稚園に在園する」を「当該幼稚園に在園し、本市に住所を有する」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいない場合

区分	補助対象経費	補助限度額（年額）		
		同一世帯の幼稚園等入所者のうち最も年長である者が就園児である場合	同一世帯の幼稚園等入所者のうち2番目に年長である者が就園児である場合	同一世帯の幼稚園等入所者のうち3番目以降に年長である者が就園児である場合
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	229,200円	268,000円	308,000円
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	199,200円	253,000円	308,000円

	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額がAの額以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額がBの額以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯				308,000円

小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合

区分	補助対象経費	補助限度額（年額）	
		同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉が1人いる場合で幼稚園等入所者のうち最も年長である者が就園児であるとき。	同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉が1人いる場合で幼稚園等入所者のうち2番目以降に年長である者が就園児であるとき及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉が2人以上いる就園児である場合
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	249,000円	308,000円
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	226,000円	308,000円

	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額がAの額以下の世帯	163,000円	308,000円
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額がBの額以下の世帯	114,000円	308,000円

別表備考4中「途中入園」を「途中入園又は途中退園」に改め、同表備考に次のように加える。

9 第3階層の区分におけるAの額及び第4階層の区分におけるBの額は、保護者が扶養している19歳未満の児童の人数を、それぞれ次の算式に当てはめて算出した額とする。

Aの額＝34,500円＋16歳未満の扶養親族の数×21,300円＋16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

Bの額＝171,600円＋16歳未満の扶養親族の数×19,800円＋16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

第7号様式中「ついて、」の次に「 年 月から 年 月までの保育料等の一部を」を加え、「ただし、 年 月から 年 月分までの保育料の一部を毎月 円減免いたします。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

甲府市教育委員会告示第21号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月26日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (教委)第2号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市立小学校簡易専用水道清掃業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成25年7月22日から平成25年8月23日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ビル総合管理清掃等」で登録されている者であること。
- (3) 山梨県知事より建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年6月26日(水)～平成25年7月4日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年6月26日(水)～平成25年7月4日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年7月18日(木) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第8号

平成25年6月1日現在の選挙人名簿について、地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の1/3の数及び地方自治法第74条、第75条に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項、第4条の2第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成25年6月3日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 1/3の数 | 52,322人 |
| 2 | 1/50の数 | 3,140人 |
| 3 | 1/6の数 | 26,161人 |

甲府市選挙管理委員会告示第9号

参議院議員通常選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間は選挙人名簿の移替えを行わない。

平成25年6月3日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- | | | |
|---|----|--------------------------|
| 1 | 期間 | 平成25年6月12日から平成25年7月21日まで |
|---|----|--------------------------|

甲府市選挙管理委員会告示第10号

平成25年7月3日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月19日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- | | | |
|---|----|--|
| 1 | 期日 | 平成25年7月4日(木) |
| 2 | 時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 3 | 場所 | 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局(本庁舎4階) |

甲府市選挙管理委員会告示第11号

平成25年7月3日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した文書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月19日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- | | | |
|---|----|--|
| 1 | 期日 | 平成25年7月4日(木) |
| 2 | 時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 3 | 場所 | 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局(本庁舎4階) |

農業委員会

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、平成25年6月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成25年6月24日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成25年7月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成25年6月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
第18条の2第2項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局告示第31号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(塗装) 130010号		
工事名	甲府市浄化センタースクリーンポンプ棟耐震補強に伴うアスベスト除去工事		
工事場所	甲府市大津町1645番地（甲府市浄化センター）		
工事概要	1	工事内容	天井及び壁面石綿含有吹付材除去1, 155㎡、下地処理の上ロックウール吹付 1, 072㎡
	2	工期	平成26年2月19日まで
	3	予定価格（税込み）	31,332,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	塗装直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の石綿含有吹付材除去工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成25年6月7日
	4	申請書受付締切日	平成25年6月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年6月24日

	6	設計図書配付開始日	平成25年6月7日
	7	設計図書配付締切日	平成25年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年6月25日
提出書類	10	入札及び開札日時	平成25年7月3日 午前9時00分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
入札参加資格に対する説明	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
	1	質問	平成25年6月28日 午後5時まで
入札の無効	2	回答	平成25年7月1日
	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第32号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年6月14日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 第310027号
- (2) 業務名称 飲用井戸等設置状況調査業務委託
- (3) 業務内容 仕様書による
- (4) 履行期限 仕様書による
- (5) 履行場所 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等と委託契約し、現地調査、聞き取り調査等の方法による実態調査を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年6月14日（金）～平成25年6月25日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話055-228-3436

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報／入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 平成25年6月14日（金）～平成25年6月25日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年7月5日（金） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本庁舎3階入札室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第33号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年6月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110018号		
工事名	(更新-4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市湯田二丁目、南口町地内（JR南甲府駅の北）		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ250) L=223.5m、DIP. K (φ250) L=2.5m、DIP. NS (φ150) L=250.0m、DIP. K (φ150) L=11.0m、DIP. NS (φ100) L=20.0m、DIP. K (φ100) L=7.0m、DIP. NS (φ75) L=22.5m、RRVP (φ75) L=2.0m、RRVP (φ50) L=6.0m、仕切弁. NS (φ250) 4基、仕切弁. NS (φ150) 8基、仕切弁. NS (φ100) 3基、仕切弁. NS (φ75) 4基、消火栓 (φ75) 2基、空気弁 (φ20) 1基、水抜栓 (φ25) 1基、不断水簡易仕切弁 (φ300) 2基、不断水簡易仕切弁 (6インチ) 1基
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	68,793,900円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資	1	本店所在地	甲府市内

格	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が3,400万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年6月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年7月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年6月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年7月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年7月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年6月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年7月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年6月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年7月11日
	10	入札日時	平成25年7月19日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年7月24日
	12	開札日時	平成25年8月1日 午前9時
	13	落札者決定日	平成25年8月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する	1	質問	平成25年7月17日 午後5時まで

説明	2	回答	平成25年7月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年7月26日まで
	2	回答	平成25年7月29日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成25年7月29日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第34号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年6月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110019号		
工事名	(更新-5) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下石田二丁目地内（甲府市上下水道局の北）		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ150) L=402.0m、DIP. K (φ150) L=7.0m、DIP. NS (φ100) L=513.0m、DIP. K (φ100) L=10.0m、RRVP (φ100) L=1.5m、DIP. NS (φ75) L=13.0、RRVP (φ75) L=2.5m、仕切弁. NS (φ150) 5基、仕切弁. NS (φ100) 8基、仕切弁. NS (φ75) 2基、消火栓 (φ75) 2基、空気弁 (φ20) 1基、水抜栓 (φ25) 6基
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	53,511,150円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が2,600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年6月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年7月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年6月25日
	4	申請書受付締切日	平成25年7月4日

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年7月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年6月25日
	7	設計図書配付締切日	平成25年7月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年6月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年7月11日
	10	入札日時	平成25年7月19日 午前9時5分
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年7月24日
	12	開札日時	平成25年8月1日 午前9時5分
	13	落札者決定日	平成25年8月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年7月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年7月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年7月26日まで
	2	回答	平成25年7月29日
価格以外の評価を修正した場合	公表		平成25年7月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選	

問い合わせ先		択制とする。)
	部分払	請求できる
甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第35号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年6月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 120001号		
工事名	(そ-101) 中道遠方監視制御装置更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町437番地3 (平瀬浄水場) 外		
工事概要	1	工事内容	1. 中央監視制御装置等機能増設 (平瀬浄水場) 1式 2. 中道配水池及び取水計装盤・テレメータ盤等 1式 3. 移設・撤去工事等 1式
	2	工期	平成26年7月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	195,783,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 1,200点以上
	3	同種工事施工実績	上下水道施設電気設備工事において、監視制御装置等工事の新設・増設・改築工事。ただし、1件の工事請負額が

		9,500万円以上の実績に限る。 なお、当該主要機器である遠方監視制御装置を自社による設計及び製作が可能なる者。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成25年6月25日
	2	入札説明書等配付締切日 平成25年7月4日
	3	申請書受付開始日 平成25年6月25日
	4	申請書受付締切日 平成25年7月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成25年7月10日
	6	設計図書配付開始日 平成25年6月25日
	7	設計図書配付締切日 平成25年7月11日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成25年6月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成25年7月11日
	10	入札日時 平成25年7月19日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日 平成25年7月24日
	12	開札日時 平成25年8月1日 午前9時20分
	13	落札者決定日 平成25年8月2日
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資	1	質問 平成25年7月17日

格に対する説明	2	回答	午後5時まで 平成25年7月18日
	1	質問	平成25年7月26日まで
価格以外の評価に関する照会	2	回答	平成25年7月29日
		公表	平成25年7月29日
価格以外の評価を修正した場合			
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第36号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年6月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 130021号	
工事名	甲府市浄化センター汚水ポンプ、ブローア電動機盤更新工事	
工事場所	甲府市大津町1, 645番地(甲府市浄化センター)	
工事概要	1	工事内容 1. 電動機盤(VMC)5面 2. ブローア用断路器盤機能増設 1式
	2	工期 平成26年6月2日まで
	3	予定価格(税込み) 54,316,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 適用
入札参加資格	1	本店所在地 指定なし
	2	競争入札参加資格 電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)1,000点以上
	3	同種工事施工実績 下水道処理場の高圧電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 特別簡易型
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成25年6月25日
	2	入札説明書等配付締切日 平成25年7月4日
	3	申請書受付開始日 平成25年6月25日
	4	申請書受付締切日 平成25年7月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成25年7月10日
	6	設計図書配付開始日 平成25年6月25日
	7	設計図書配付締切日 平成25年7月11日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成25年6月25日
	9	設計図書に関する質問 平成25年7月11日

		締切日	
	10	入札日時	平成25年7月19日 午前9時5分
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年7月24日
	12	開札日時	平成25年8月1日 午前9時25分
	13	落札者決定日	平成25年8月2日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
	1	質問	平成25年7月17日 午後5時まで
入札参加資格に対する説明	2	回答	平成25年7月18日
	1	質問	平成25年7月26日まで
価格以外の評価に関する照会	2	回答	平成25年7月29日
		公表	平成25年7月29日
価格以外の評価を修正した場合			
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

大澤 真理

技術職員に採用する
管理栄養士を命ずる
福祉部福祉総室健康衛生課技師を命ずる

倉崎 俊行

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以上 発令日 平成25年 6月 1日

甲府市監査委員
退職を承認する

大塚 義久

以上 発令日 平成25年 6月20日

甲府市監査委員に選任する

原田 洋二

以上 発令日 平成25年 6月21日

市立甲府病院
退職を承認する

看護部

主任 小山 ルネ

以上 発令日 平成25年 6月29日

甲府市固定資産評価員
退職を承認する

芦沢 文男

総務部	契約管財室	管財課	課長補佐	宮澤 一男
市立甲府病院	診療部		科部長	西川 圭一
市立甲府病院	診療部		医長	小林 祥司
市立甲府病院	診療部		医師	吉田 幸代
市立甲府病院	診療部		医師	高橋 宣弘
市立甲府病院	看護部		技師	宮澤 優美

(各通)
退職を承認する

以上 発令日 平成25年 6月30日